

学校危機管理マニュアル



平成 30 年 8 月

兵庫県立川西北陵高等学校

〒666-0157川西市緑が丘2丁目14-1

TEL072-794-7411 FAX072-794-7412

目 次

1	危機管理の基本	2
2	地震への対応	4
3	気象災害への対応	6
4	火災への対応	7
5	重大交通事故への対応	8
6	校内事故への対応（医療機関への搬送）	9
7	熱中症への対応	10
8	不審者侵入への対応	11
9	その他の事案への対応	12
10	報道対応	13
資料 1	災害対策計画	14
資料 2	防災避難経路図	22
資料 3	交通スト及び天候異常等による臨時休業等	23
資料 4	県警ホットライン	24
資料 5	関係機関連絡先	25

- 学校は、生徒及び教職員にとって安全・安心な場所でなければならない。しかし、想定外の自然災害や事件、事故等が起こる可能性を否定することはできない。
- そこで、学校の主な危機について、それぞれ最悪の事態を想定し、それらに対応すべき方策を簡潔に示し、「学校危機管理マニュアル」として定めることとする。
- なお、本マニュアルの「2 地震への対応」は、規模の小さい地震を想定している。兵庫県災害対策本部条例に基づき、「災害対策本部」の設置が必要な大規模地震等への対応については、本校の「災害対策計画」による（資料 1、P11参照）。
- また、いじめ等、生徒指導における危機管理については、別に定める本校の「学校いじめ防止基本方針」等による。

1 危機管理の基本

1 危機管理の目的

- 生徒及び教職員の生命、身体を守ること。
- 生徒及び教職員相互の信頼関係を維持し、日常の学校運営を守ること。
- 学校に対する保護者並びに地域社会の信頼に応えること。

2 危機管理の主な対象

- 地震、大雨、洪水、暴風等の自然災害
- 火災、熱中症等の学校事故
- 不審者の侵入 等

3 危機管理の流れ

危機管理は、概ね次のような流れとなる。

なお、本マニュアルでは、主として「(2) 危機発生時の対応（危機対応）」について取り扱うこととする。

(1) 危機の予知・予測と未然防止

- ① 発生する可能性のある危機を想定し、危機の予知・予測に努める。
- ② 日頃から、生徒状況の把握、施設・設備に関する定期点検、地域住民からの苦情対応等により、未然防止に向けた取組を行う。

(2) 危機発生時の対応（危機対応）

- ① 危機が発生した場合、適切な初期対応により生徒、職員の生命、身体の安全を守るとともに、被害を最小限にとどめる。
- ② 危機対応本部を設置し、避難指示等、生徒の安全を確保する対策を講じるとともに、災害全体の状況を把握するため多方面の調査を行い、日常の学校運営が再開できるよう検討する。
- ③ 災害によって影響を受けた生徒の心のケアを図るとともに、災害の状況や学校の対応について取りまとめる。

(3) 再発防止に向けた取組

危機対応後に検証を行い、予知・予測と未然防止の在り方について評価・改善を加える等、再発防止の取組を進める。

4 関係機関との連携

(1) 日頃の連携

日頃から学校が支援を得られる機関についての情報を収集するとともに、それぞれの機関の業務内容や特徴等を把握し、連携を図る。そのため、学校から指導方針や現状を説明し、適宜助言を受けることなどを通して関係を構築する。

(2) 危機対応時の連携

危機が生じた際には、学校だけで抱え込まず、関係機関に適宜、報告、相談し、助言を求め、場合によっては職員の派遣を要請する。

(3) 危機対応後の連携

緊急対応後も、今後の対応について継続的な連携を図る。また、連携した機関から学校の緊急対応についての評価を得、その改善に当たる。

- 関係機関 : 消防署、警察署、保健所、県教育委員会 等 (資料5、P25参照)

5 危機対応の要素

(1) 冷静な対応

本マニュアルの手順・内容に従い、最優先とする対応は何かを意識しながら、冷静に対応する。

(2) 管理職のリーダーシップ

管理職は状況を把握した上で、教職員に「危機対応を行う」旨を明確に伝え、役割の分担、業務の狙い、内容等を教職員に的確に指示する。

また、管理職は危機対応本部を設置するとともに、常に危機対応本部に所在し、教職員の協力の下、報告・連絡を集約するとともに、対応策について検討する。

(3) 正確な情報収集及び情報共有

危機発生時、周囲にいた生徒や関係者から聴き取る等により事実を正確に把握するとともに、聴き取った事実を整理し、要点を簡潔に取りまとめた上で、全教職員で情報を共有する。

(4) 組織対応の徹底

管理職の指示に基づく組織での対応を基本とする。教職員個人の判断で対応することは極力避ける。

ただし、混乱した状況において、教職員がやむを得ず個人の判断で対応した場合は、事後に必ず管理職に報告する。

(5) 生徒・保護者との連絡手段の確保

学級担任、部活動顧問等は、日頃から緊急時に関係生徒の安否を確認する方法を定め、生徒、保護者と共通理解を図っておく。

(6) 保護者、地域社会、関係機関との連携

保護者や地域の関係者、関係機関と連携して危機の解決に当たるとともに、生徒及び学校の教育活動を守る体制づくりをする。

(7) 報道対応

報道機関からの取材要請について、窓口を管理職（教頭）に一本化して対応する。

6 生徒集会、保護者会の開催

(1) 開催の判断

危機が他の生徒及び保護者に与える影響が大きく、不信感、不安感等が高まっているため、日常の学校運営に支障を来すと判断した場合は、管理職はPTA役員、教育委員会等と連携を図り、必要に応じて生徒集会又は保護者会若しくは両方を開催する。

(2) 開催の目的

危機について正確な事実や対応の概要を説明するとともに、学校の対応方針に対する生徒及び保護者の意見や要望を把握することにより、学校運営の正常化を図るため協力を求める。

(3) 留意点

- ① 説明内容の十分な準備
- ② 生徒・教職員の個人情報への配慮
- ③ 教職員の共通理解
- ④ 丁寧な質疑応答
- ⑤ 県教育委員会との連携

2 地震への対応

1 初期対応

(1) 校内放送

学校管理下で地震が起こった場合、管理職（教頭）が次のように校内放送をする。

○ ただいま、地震が発生しました。指示があるまで教室内等の安全な場所で待機しなさい。

(2) 緊急待避

教職員はそれぞれの活動場所に相応しい、次のような「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」場所を指示し、地震が収まるまで生徒に低い姿勢を取らせ、生徒の安全を確保する。

- ① 教室：机の下（机の脚を両手で保持し、頭部の保護）
- ② 体育館：フロア中央（窓ガラスや照明器具等の落下の危険がない場所）
- ③ 運動場：校舎等から離れた場所（窓ガラスや外壁等の落下の危険がない場所）
- ④ 廊下階段：通路の中央（窓ガラスや外壁等の落下の危険がない場所）
- ⑤ その他：理科各実験室や家庭科実習室等では、熱湯、薬品、危険な器具等から離れた場所

(3) 留意点

- ① 休憩時間、放課後等、授業外の場合は、担当者（担任、学年団、部活動顧問）が担当場所に急行し、生徒に緊急待避の指示をする。
- ② 理科各実験室や家庭科実習室等では、火災が発生しやすいため、アルコールランプ、ガスバーナー、ガスコンロ、電気製品等の火気の消火に努める。
- ③ 生徒がパニックに陥らないよう、絶えず励ましの声をかけ、不安を緩和させる。障害がある等、避難行動がとりにくい生徒には適切な配慮をする。

2 生徒の安全確保

(1) 危機対応本部の設置

管理職は危機対応本部を設置し、次のことを行う。

- ① 生徒及び教職員の安否確認（負傷者がある場合は、速やかに救護班と連携）
- ② 校舎等の被害状況確認（危険箇所は放送や伝言による生徒連絡）
- ③ 火災発生時には、初期消火の指示

(2) 避難措置の指示

- ① 本校の「防災避難経路図（基本）」に基づき、経路の被害状況を確認し、落下物や転倒物等危険物があれば除去する（資料2、P22参照）。安全が確保できない場合は、別の経路を検討する。
- ② 避難の安全を確認の上避難経路を決定し、校内放送やハンドマイク等で避難を指示する。

(3) 避難する際の留意点

- ① 避難時の「おはしも」（おさない・はしらない・しゃべらない・もどらない）を徹底する。
- ② 出席簿等、生徒の出席状況の分かる物を持って出る。（安否確認用）
- ③ 重傷者等の行動困難な者は、安全な場所に一次避難させ、順次避難させる。

(4) 避難場所での点呼等

- ① 安全な場所へ避難した後、全校集会の隊形に整列した上で、クラスごとに迅速に人数確認を行い、次の経路で報告する。

○ 委員長 → 担任 → 学年主任 → 校長

- ② 報告後、不明生徒・教職員がいた場合、管理職の指示に基づき、捜索・救出行動をとる。その際、必ず2人以上で捜索・救出に当たる。
- ③ 点呼後、臨時休業等の措置として、生徒を緊急に早退させる場合は、生徒が安全に帰宅できるか、通学路の安全や交通機関の運行状況等を充分確認し、慎重に判断する。その際、帰宅できない生徒や保護者と連絡がつかない生徒等については、学校で待機させる等、柔軟に対応する。

(5) 保護者への情報提供

学校の状況や生徒の帰宅情報等について、HPや緊急メールを通じて保護者へ情報を提供する。

3 災害状況調査

(1) 校舎等の被害集約

校内の危険な場所等を確認した上、とりまとめ、学校全体の被害状況を把握するとともに、危険な場所には「立入禁止」等の表示を行う。

(2) 生徒の安否確認

次の点について、生徒の安否、被害状況等を確認する。

- ① 生徒本人、家族の安否及び心身の健康状態
- ② 生徒が居住する家屋の被害状況
- ③ 避難先の確認（避難所、親戚、その他）
- ④ 教科書、文具等の紛失状況

(3) 地域（通学路等）の安全確認

次の点について、地域の安全を確認するとともに、通行止め、山崩れ、崖崩れ、倒木、家屋倒壊、橋の流失等がある場合は被害状況を地図に記入する。

- ① 通学路、道路の状況（交通機関含む）
- ② 建築物の状況（倒壊、床上・床下浸水）
- ③ ライフラインの状況
- ④ 近隣学校等の被害状況

※ 被害の軽微な学校は、被害の重大な学校への支援体制を組む。

4 学校再開

学校再開は、生徒の心のケアの大きな第一歩であるとともに、保護者の自宅等復旧作業の支援にもなりうるため、できる限り早期の再開が望まれる。

(1) 臨時教育計画の作成

次の点に留意して、できるだけ早期の再開を目指した計画を作成の上、教職員で共有するとともに、生徒、保護者、地域社会、県教育委員会等に説明し理解、協力、支援を要請する。

- ① 学級（学年）別の学習場所の確保
- ② 学校施設、設備、校区の被害状況
- ③ 校区の災害状況地図をもとに、必要に応じて新しい通学路を決定
- ④ 授業形態及び授業時間の検討（食堂の被害状況を考慮）
- ⑤ 学校再開日時決定

(2) 転出・転入等、就学援助

生徒が転出・転入等を希望する場合、次の点に留意して対応する。

- ① 転出・転入等の希望に対する柔軟な対応（書類の不備等への配慮）
- ② 転出・転入一覧の作成
- ③ 転出・転入生徒の保護者の安否及び被災状況確認（全壊・半壊・一部損壊等）

5 事後対応

(1) 生徒の心のケア

- ① 心のケアに関する実態調査を実施し、専門家と連携した継続的な心のケアを実施する。
- ② 生徒のみならず、保護者へのケアにも配慮するとともに、二次的被害（被災による失業、離婚等）による生徒への影響に注意する。

(2) 調査・記録・報告

- ① 生徒の健康調査を行うとともに、学校・地域の復旧状況を調査・記録する。
- ② 被害状況、学校の対応の概要、生徒の転居、転出・転入、地域の復旧状況等を取りまとめ、必要に応じて県教育委員会へ報告する。

3 気象災害への対応

1 事前対応

大雨、洪水等の気象災害は、気象情報（気象警報・注意報等）により早期に情報を収集し、事前に災害に備える。

(1) 防災リテラシーの育成

- ① ハザードマップ等を参照し、迅速な避難経路、緊急時の避難場所及び家族との連絡方法を決めておくよう指導する。
- ② 増水した河川や池などに近づかない等、安全意識を徹底する。

(2) 臨時休業等の措置の確認

- ① 生徒手帳に記載された本校規程「交通スト及び天候異常等による臨時休業等」を生徒に確認させる（資料3、P23参照）。
- ② 通学前、通学中であっても、各自で安全を確保した措置が取れるよう指導する。

(3) 教職員の役割の明確化

- ① 教職員は安全に十分配慮して速やかに出勤し、生徒の安否確認、臨時休業等の措置の決定及びその周知等に備える。
- ② 市による避難勧告を想定し、本校での避難所の開設も視野に入れ、教職員の待機を命ずる場合がある。

2 生徒の安全確保

(1) 臨時休業等の措置

本校規程「交通スト及び天候異常等による臨時休業等」に基づき、気象情報により早期に情報を収集した上で、臨時休業等の措置を決定する（資料3、P23参照）。

(2) 早退措置の留意点

生徒を緊急に早退させる場合は、生徒が安全に帰宅できるか、通学路の安全や交通機関の運行状況を充分確認し、慎重に判断する。その際、帰宅できない生徒や保護者と連絡がつかない生徒等については、学校で待機させる等、柔軟に対応する。

3 災害状況調査

「2 地震への対応」の「3 災害状況調査」に準じる（P5参照）。

4 学校再開

「2 地震への対応」の「4 学校再開」に準じる（P5参照）。

5 事後対応

「2 地震への対応」の「5 事後対応」に準じる（P5参照）。

4 火災への対応

1 初期対応

(1) 消火指示

- ① 火災報知器の作動または火災発生の報告により、管理職は事務室に集合する。
- ② 火災発生場所等を確認の上、ただちに初期消火の指示をする。その際、消火には必ず2名以上で当たる。

(2) 消防署への通報

消防署119番へ次のように通報する。必要に応じて警察署110番へも通報する。

- こちらは「川西北陵高校」です。火災が発生しました。私は本校教職員〇〇〇〇です。本校の住所は「川西市緑が丘2丁目14-1」、電話番号は「072-794-7411」です。火災の発生場所は〇階〇〇付近、火の勢いは〇〇〇〇で、消火の対応は〇〇〇〇です。けが人はいません（けが人は〇〇人です。）。

(3) 校内放送

次のように校内放送をする。

- ただいま、〇階〇〇付近で火災が発生（火災報知器が作動）しました。確認していますので、指示があるまで教室等の安全な場所で待機しなさい。

(3) 火災発生時の留意事項

- ① 休憩時間、放課後等、授業外の場合は、担当者（担任、学年団、部活動顧問）が担当場所に急行し、生徒に緊急待避の指示をする。
- ② 生徒がパニックに陥らないよう、絶えず励ましの声をかけて不安を緩和させる。障害がある等、避難行動がとりにくい生徒に対し適切な配慮をする。

2 生徒の安全確保

「2 地震への対応」の「2 生徒の安全確保」に準じる（P4参照）。

3 災害状況調査

「2 地震への対応」の「3 災害状況調査」に準じる（P5参照）。

4 学校再開

「2 地震への対応」の「4 学校再開」に準じる（P5参照）。

5 事後対応

「2 地震への対応」の「5 事後対応」に準じる（P5参照）。

5 重大交通事故への対応

1 初期対応

(1) 教職員の派遣

重大事故の第一報が学校に入った際は、交通事故現場へ教職員を急行させ、生徒や事故の状況を把握する。

(2) 関係機関への通報

必要に応じて警察署 110 番、消防署 119 番に通報する。

2 生徒の安全確保

学校は現場の教職員と連絡を取りながら次のことを行う。

(1) 現場での対応

- ① 負傷者の手当及び安全確保
- ② 当該生徒の気持ちを落ち着かせる
- ③ 他の生徒がいる場合の安全確保

(2) 学校での対応

- ① 保護者への連絡
- ② 県教育委員会へ第一報

3 災害状況調査

(1) 危機対応本部の設置

管理職は危機対策本部を設置し、警察、医療機関、保護者等と連携しながら、次のことを行う。

- ① 事故状況の整理
- ② 負傷者の容態の把握
- ③ 当事者及び保護者への対応
- ④ 他の生徒への指導
- ⑤ 今後の学校教育活動

(2) 負傷者との関わり

負傷者へのお見舞いをする等、学校として誠意を持って対応する。

4 事後対応

「2 地震への対応」の「5 事後対応」に準じる（P5参照）。

5 平素の指導

(1) 交通ルール、マナー指導

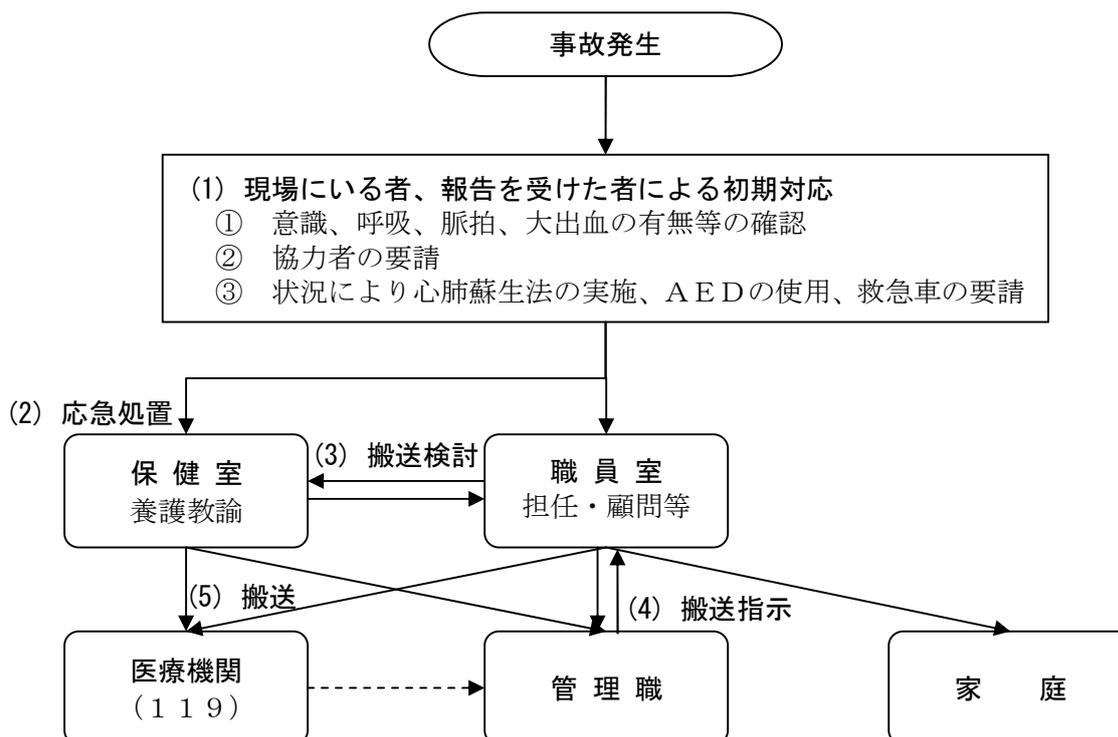
生徒が重大事故の加害者・被害者にならないよう、日頃から生徒の通学マナー、通学路の状況等を把握し、十分指導する。

(2) 事故対応の指導

事故に遭くことを想定し、生徒が相手の確認、警察への通報等を行うとともに、加害者となった場合は、加害責任を果たせるよう指導する（自転車通学の場合は保険加入を義務づける）。

6 校内事故への対応（医療機関への搬送）

1 通常時の搬送対応、報告・連絡等のフロー



2 救急車による搬送

(1) 救急車の要請

次のような症状等が観られる場合は、救急車を要請する。

- 意識喪失、ショック症状（蒼白、脱力感、脈異常、冷や汗、あくび等）、けいれん、激痛、大量出血、骨の変形、大きな開放創、広範囲の火傷 等

(2) 救急車の呼び方

局番なしで消防署 119 番に電話をかけ、次のように伝える。

- こちらは「川西北陵高校」です。救急車をお願いします。私は本校教職員〇〇〇〇です。本校の住所は「川西市緑が丘 2 丁目 1 4 - 1」、電話番号は「072-794-7411」です。傷病者は〇人、〇〇〇〇（名前）、〇〇歳、事故発生の状況は〇〇〇〇です。

(3) 救急車搬送の留意点

- ① 救急車の要請に迷った時は、躊躇することなく救急車を要請する。
- ② 搬送時は、教職員 1 名が救急車に同乗して引率する。
- ③ 搬送後、ただちに保護者と管理職に連絡する。保護者に対しては、ショックを与えないように配慮して事情を説明の上、医療機関にかけつけてもらうように依頼する。

3 学校休業時の搬送対応

(1) 応急処置

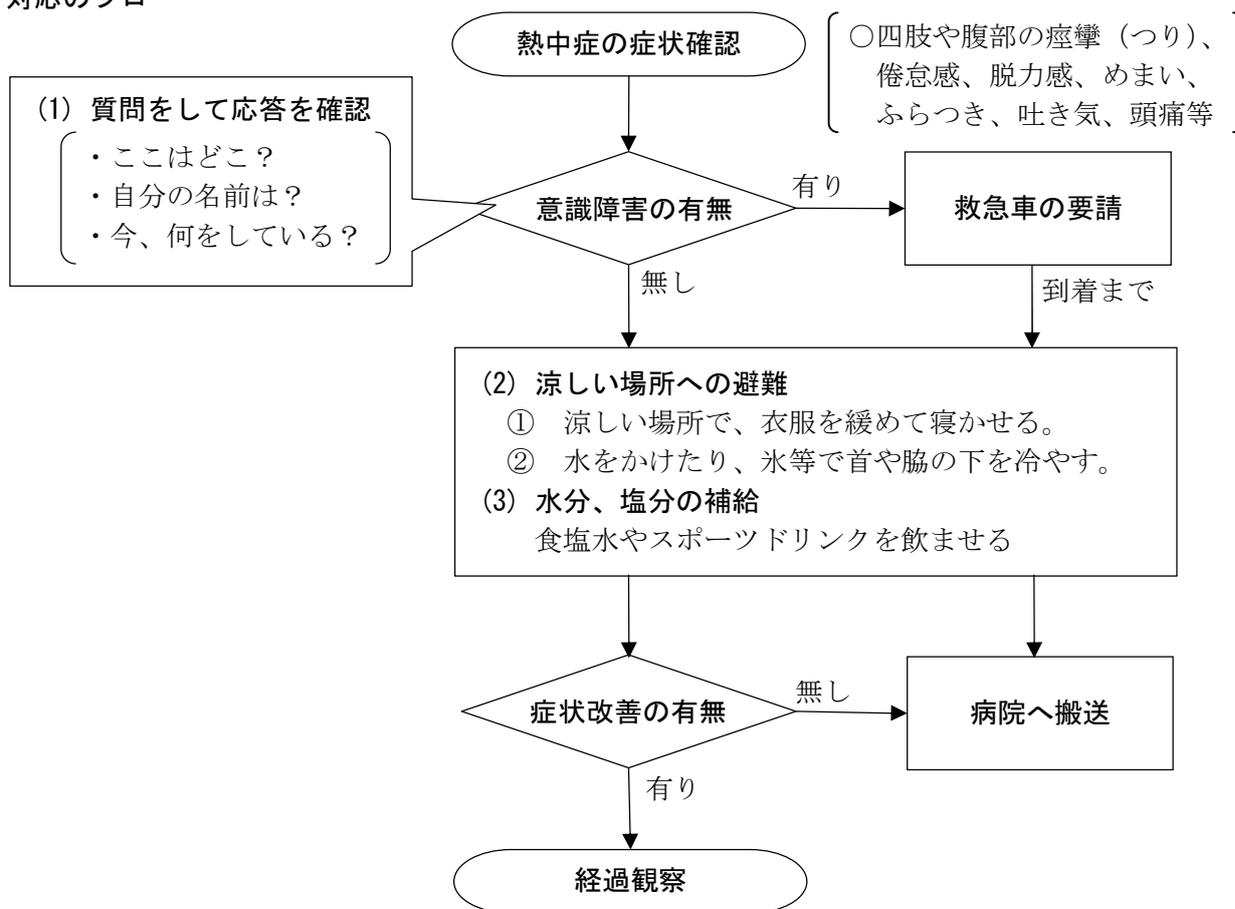
養護教諭が不在のため、部活動顧問が職員室又は体育教官室に備える救急箱等を活用して応急処置に当たる。

(2) 医療機関への搬送

部活動顧問が上記「2 救急車による搬送」に基づき、救急車の要請について判断し、医療機関へ搬送するとともに家庭に連絡する。

7 熱中症への対応

1 対応のフロー



2 救急車による搬送

「6 校内事故への対応(医療機関への搬送)」の「2 救急車による搬送」に準じる(P9参照)。

3 暑さ指数(WBGT)に基づく部活動等の活動指針

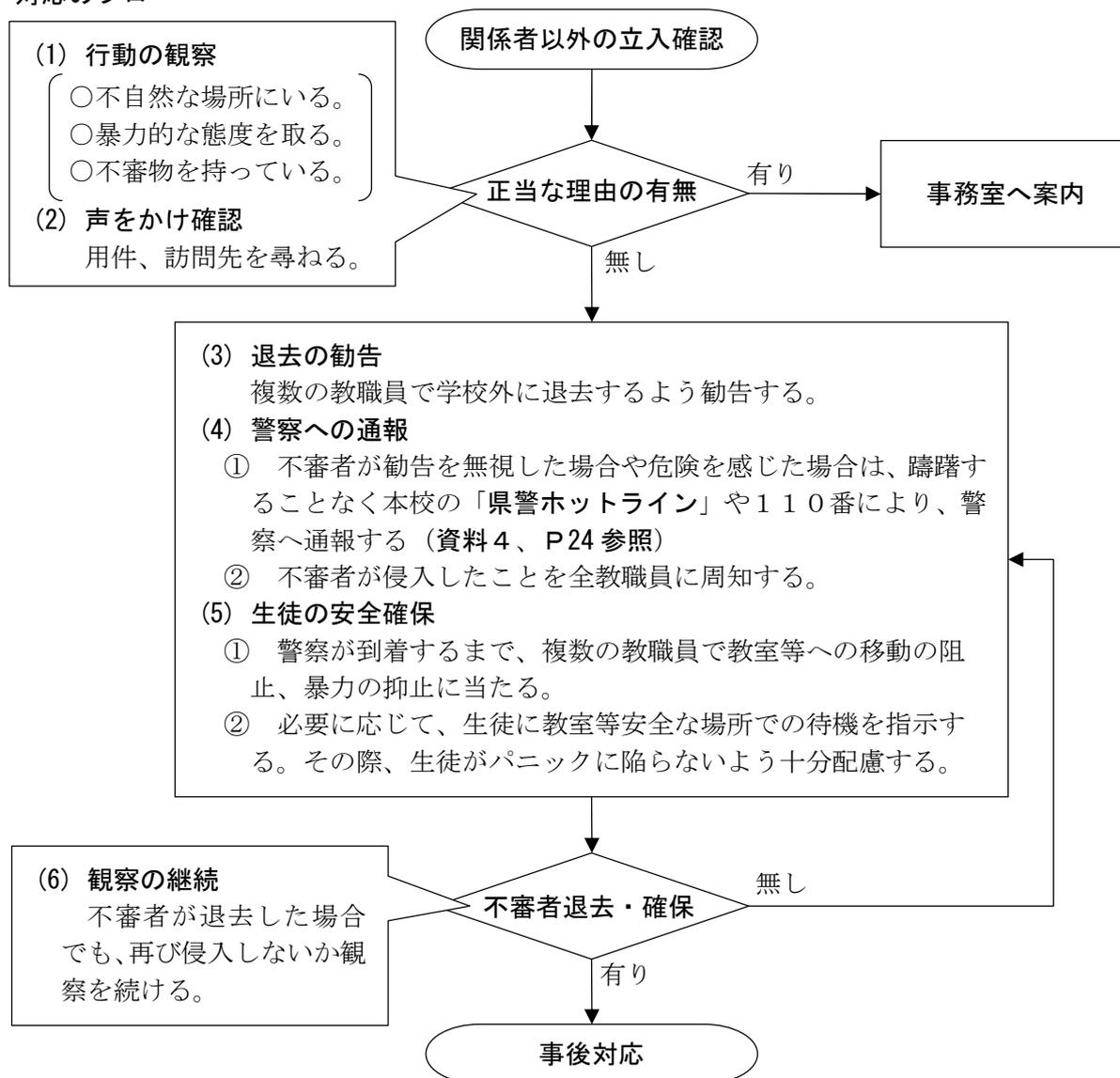
暑さ指数 (WBGT)	部活動等
28℃以上	部活動中の生徒は、こまめな水分や塩分補給をし、休憩を取るなど、熱中症にならないよう厳重に警戒する。
31℃以上	顧問が立ち会わない場合は、部活動をすぐに中止する。 顧問が立ち会う場合は、生徒の動きや顔色等を観察して顧問が判断する。
34℃以上	緊急の校務運営委員会を開催し、部活動等の一斉中止を検討する。

【暑さ指数(WBGT)の観測】

校内の場合	保健室が定時に観測し、職員室に掲示
校外の場合	環境省「熱中症予防情報サイト」から最寄りの観測点の情報を入手

8 不審者侵入への対応

1 対応のフロー



2 応接室等での対応

(1) 生徒の安全確保

不審者が退去しない場合は、応接室等の別室で対応し、教室等、生徒の学習活動区域には立ち入らせないようにする。

(2) 対応者

- ① 応接室等での対応は、原則として管理職（教頭又は事務長）が行う。その際、教職員が同席し、必ず2人以上で対応する。
- ② 同席した教職員は、不審者の言動等を記録するとともに、必要があれば、管理職の指示に基づき、警察に連絡をとり、確保を要請する。

3 事後対応

「2 地震への対応」の「5 事後対応」に準じる（P5参照）。

9 その他の事案への対応

1 学校感染症に罹病したときの対応

- (1) 判明した時点で管理職に報告し、出席停止の手続きを取る。
- (2) 必要に応じて、次の関係機関に連絡し、指示を受ける。

○ 関係機関 : 校医、県教育委員会、伊丹保健所

- (3) 緊急を要する場合は、臨時の校務運営委員会を開催し、対応を協議する。

2 害虫・害獣に対する対応

目撃情報等があった場合、次のように対応するよう生徒を指導する。

スズメバチ	<ol style="list-style-type: none"> ① ハチの巣を見つけたら、近づかないようにし、管理職に報告する。 ② 出会ったら、刺激しないようにゆっくりその場から離れる。 ③ 事務室はハチ用殺虫剤を常備し、可能な範囲でハチの巣を駆除する。
マムシ	<ol style="list-style-type: none"> ① 草むらや藪の中ではできるだけ避けて歩く。 ② 出会ったら、刺激しないようにゆっくりその場から離れる。 ③ 草刈り作業を頻繁に行い、草むらや藪を可能な限り減らす。
イノシシ クマ等	<ol style="list-style-type: none"> ① 出没情報があった場合は、早朝、夕方の通学時等、複数人で行動する。 ② 出会ったら、背を向けず、刺激しないようにゆっくりその場から離れる。

3 弾道ミサイル発射に係る対応

Jアラートを通じて緊急情報が発信された場合、次のように対応するよう生徒を指導する。

生徒	緊急情報発信時	発令後の対応	安全の確認方法
在宅中	① 自宅待機	<ol style="list-style-type: none"> ① 安全の確保が確認できるまで自宅待機 ② 安全の確保が確認できれば登校 	テレビ・ラジオ・インターネット等を通して、情報収集に努め、安全の確保等について確認 (確認事項の例) ① ミサイルの飛翔方向、着弾場所 ② ミサイルの着弾や落下物の有無 ③ 学校、通学路等の被害の有無等
登下校中	<ol style="list-style-type: none"> ① 下記の行動例に基づき行動 ② 公共交通機関乗車中については当該機関の指示による 	<ol style="list-style-type: none"> ① 安全の確保が確認できるまで安全な場所で待機、自転車乗車中については周囲の交通事情に注意して、情報収集に努める ② 安全の確保が確認できれば登下校 	
在校中	① 下記の行動例を参考とした、危機管理マニュアルに基づいた対応	<ol style="list-style-type: none"> ① 安全の確保が確認できるまで安全な場所で待機 ② 安全の確保が確認できれば授業を再開、場合によっては下校 	

【弾道ミサイルが落下する可能性がある場合にとるべき行動例】

屋外の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・近くのできるだけ建物の中、又は地下などに避難する。 ・近くに適当な建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ、頭部を守る。
屋内の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動する。

10 報道対応

1 基本方針

報道機関から取材の要請がある場合は、生徒、保護者に対応するのと同様に、生徒及び教職員の個人情報に十分配慮しながら、誠意を持って対応する。

2 報道対応の要素

(1) 窓口の一本化

報道への対応は管理職に一本化する。教頭が取材の要請を整理し、校長が取材に対応する等、役割分担を明確にして対応する。

(2) 取材要請の整理

取材の要請を受けた際、次の点を確認した上、対応する日時を約束する。なお、誠実に対応するため、必ず準備をして対応する。準備できていない場合は、その場で回答しない。

- ① 社名
- ② 記者名
- ③ 連絡先
- ④ 取材意図

(3) 事実に基づく対応

事前に充分事実関係を把握し、次の点を取りまとめて対応する。その際、生徒及び教職員の個人情報に十分配慮し、言えることと言えないことを明確にする等のため、想定される問答を検討し、準備する。

- ① 事案の概要
- ② 事案の経緯と原因
- ③ 学校が取った対応
- ④ 事案に対する学校の見解
- ⑤ 再発防止

3 留意点

(1) 生徒集会、保護者会の開催

報道機関が発表する前に、生徒集会及び保護者会を開催し、生徒及び保護者に事案を説明する（「1 危機管理の基本」の「6 生徒集会、保護者会の開催」に準じる。P3参照）。

(2) 報道機関への依頼

生徒の動揺を防ぎ、正常な学校運営を維持するため、必要に応じて次の点について報道機関に依頼し、理解・協力を求める。

- ① 生徒及び教職員への取材制限
- ② 校内の立ち入り制限

(3) 記者会見の開催

取材の要請が多いようであれば、必要に応じて報道機関を集めた記者会見を開催する。その際は、テレビ取材も想定して会場、出席者、発表形態等を検討する。

資料 1 災害対策計画

第 1 章 計画の主旨

本校の敷地内及び校区で、地震による大規模災害が発生した場合において、状況を掌握し、被害の拡大を防止すると共に災害の復旧を図るため、本計画を定める。

第 2 章 組織の設置

第 1 節 主 旨

市域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、兵庫県災害対策本部条例に基づき、校長が本校教職員を統括し、災害応急対策を推進するため臨時に設置する組織である。

その組織編成及び運営に関し、必要な事項は以下に定めるが、各組織における平常時の業務を基準とし、災害に対応できるように定めるものである。

又、災害対策本部を設置したときは、平常時に設置されている警備・防災班をはじめとする校務分掌組織を災害対策本部のもとに統括し、組織の一元化を図る。

第 2 節 内 容

(1) 名 称

本組織の統括本部を「兵庫県立川西北陵高等学校災害対策本部」と呼ぶ。

(2) 設置場所

本校の対策本部は本館 2 階会議室とする。

川西地区防災避難所対策本部は体育館生徒集会所とする（電話等必要設備は後ほど設置する）。なお、本館・体育館が被災した場合は、別途設けることとする。

(3) 設置基準

- ① 当地又は、近隣の地域で震度 5 以上の地震を観測し、学校及び学校周辺に大きな被害が生じたとき
- ② 当地又は、近隣の地域で震度 4 以下の地震を観測した場合において、被害の状況等を勘案して、災害応急対策を行うことが必要であると認められるとき
- ③ 大規模地震対策特別措置法 9 条に基づく地震災害に関する警戒宣言が発せられ、県内の地域にも被害が予想され、災害応急対策の必要があると認められるとき

(4) 廃止基準

- ① 災害応急対策が概ね終了したと認められるとき
- ② 災害応急対策のために設置した場合、地震及びそれに伴う大規模災害のおそれが解消したと認められるとき

(5) 組織及び運営（別表・別記）

兵庫県災害対策本部条例に基づき指示された場合のほか、校長の判断による。

(6) 校長の職務の代理

災害対策に係る職務に関して、校長に事故があるとき又は校長が欠けたときは、教頭、事務長の順で、その職務を代理することとする。

但し、教頭、事務長が出勤不能の場合は、その他の本部員がその職務を代行することとする。

(7) その他

- ① 兵庫県立川西北陵高等学校災害対策本部が設置されたときは、平時の校務分掌組織を災害対策本部のもとに統括し、組織の一元化を図ることとする。
- ② 災害対策本部は学校の応急対策に係る業務を総合的に推進する。
- ③ 災害対策本部の運営にあたっては、災害の規模や態様に応じた特別班の設置や、時間の経過と共に変化する対策に即応した体制の整備など、機動的な対応を図ることとする。

第3章 組織の運営

第1節 組織

災害対策本部の設置及びその他の組織は次のとおりとする（状況に応じて他の職務に適宜対応する。）。



第2節 職員配備体制

- (1) 災害対策本部が設置されたとき、職員はその指示に従い、直ちに配置につくこととする。
 (2) 配備体制は以下のとおりとする。

配備区分	配備割合と活動内容および配備基準	配備職員
第1号配備	職員のうちあらかじめ定めた少数の人員を配備し、主として情報の収集・伝達等にあたる	校長 教頭 事務長 本部長
	基準 ・大規模地震対策特別措置法第9条に基づく地震災害に関する警戒宣言が発せられ市内の地域にもかなりの震度が予想される時	
第2号配備	職員のうちあらかじめ定めた概ね5割以内の人員を配備し、災害応急対策にあたる。	校長 教頭 事務長 本部長 一般職員 (近距離通勤者＝災害応急対策要員)
	基準 ・市内で震度4以下の地震を観測し、中規模の被害が生じたとき又は被害が中規模に拡大するおそれがあるとき ・市内で震度5の地震を観測したとき(自動配備)	
第3号配備	原則として職員の全員を配備し、災害応急対策にあたる。	校長 教頭 事務長 本部長 一般職員
	基準 ・市内で震度5の地震を観測し、大規模の被害が生じたとき又は被害が大規模に拡大するおそれがあるとき ・市内で震度6以上の地震を観測したとき(自動配備)	

- (3) 「災害応急対策要員」とは、災害対策本部が設置されたときの要員として学校長があらかじめ指名した者で、通勤に要する時間が概ね30分以内の者をいう。
 「災害応急対策要員」の具体的な要員は別に定める。
 (4) 通勤状況の配備区分は次のとおりとする。

配備区分	基準	勤務時間内	勤務時間外	出張中
第1号配備 第2号配備	(2)による	直ちに配置につく	直ちに出勤し配置につく	直ちに帰校し配置につく
第3号配備	同上	直ちに配置につく	直ちに出勤し配置につく (交通機関の途絶等により出勤できないときは、最寄りの県立学校に出勤しその校長の指示に従う。)	直ちに帰校し配置につく (帰校できないときは、勤務時間外の遠距離通勤者に準ずる。)

- (5) 職員は、出勤の命令を受けたときは、次のとおり対処することとする。
 ① 原則として、勤務時間の内外を問わず、直ちに各部署で配置につくこととする。
 ② 勤務時間外に出勤の命令を受けた場合に、職員自身または家族の被災のため出勤できないときは、直ちにその旨を本部長に連絡することとする。

- ③ 勤務時間外に出勤の命令を受けた場合に、居住地の周辺で大規模な被害が発生し、自主防災組織等による人命救助活動等が実施されているときは、その旨を本部長に連絡し、これに参加することとする。
- ④ 勤務時間外に出勤の命令を受けた場合に、交通機関の途絶等のため出勤することができないときは、その旨本部長に連絡することとする。
この場合において、副本部長は、緊急に出勤した職員を掌握し、本部長に連絡することとする。
- ⑤ 勤務時間外に出勤の命令を受けた場合に、居住地の周辺及び出勤途上の地域の被害況等に注視し、これを随時、本部長又は災害対策本部に連絡することとする。

第3節 緊急対策

災害発生時の具体的な対策は別表のとおりとする（P20参照）。

第4章 応急復旧対策

第1節 避難者の安全確保

- (1) 校内に流入した避難者の安全を確保するため、次の措置を講ずることとする。
 - ① 校内の各施設を開放する。具体的な開放策については、災害の状況を勘案し、災害対策本部長が決定する。
 - ② 救援物資を直ちに配給する。
- (2) 開放の基準は次のとおりとする。

第1号開放	柔道場（60名） 剣道場（60名）
第2号開放	体育館（350名）

- (3) (2)の第2号開放によっても不十分な場合は、図書室・多目的ホールの順で開放することとする。
- (4) 次の施設は開放しないものとする。ただし、病気または怪我等で重篤な避難者はこの限りでない。
 - ① 校長室
 - ② 事務室
 - ③ 職員室
 - ④ 保健室
 - ⑤ 放送室
 - ⑥ 印刷室
 - ⑦ 校務員室
 - ⑧ 会議室
 - ⑨ 家庭科実習室
 - ⑩ 理科各実験室
 - ⑪ 美術室・書道室・音楽室
 - ⑫ 進路指導室
 - ⑬ 各教科準備室
- (5) 作法室は、病人、高齢者等の救護室とし、別途開放することとする。
- (6) 避難者の移動の完了した部屋は教育活動再開のため、ただちに原状回復する。
- (7) 移動の判断は災害対策本部長が行う。
- (8) 避難者の自家用車の駐車場はグラウンドとする。車両の減少に応じ、北側から原状回復することとする。
- (9) 市の指定する避難所への避難者の移動が完了するまで、(2)の基準に基づき、避難者の安全を確保することとする。

第2節 安否情報の作成および提供

- (1) 避難者名簿を随時作成し、本館玄関付近に掲示する。
- (2) 退去者は「退去届」により、避難先を確保し、掲示する。
- (3) 外部からの安否情報を本館渡り廊下に随時掲示する。
- (4) 避難者の内線電話および放送による呼び出しは緊急時のみとし、通常は掲示によることとする。

第3節 避難者自治組織の結成と運営

- (1) 避難者の滞在が長期化するときは、自治組織を結成し、運営することとする。
- (2) 避難所の運営に関する事項は自治組織と協議して行うこととする。
協議事項は次のとおりとする。

- ① 避難者の開放施設間の移動
- ② 各開放施設等の避難者の生活条件
- ③ その他必要事項

第4節 食糧等集積倉庫の確保

緊急及び災害発生後の日常の食糧等配給物の集積倉庫は、体育館トレーニング室を充てることとする。

第5節 プール貯水の利用

- (1) 上水道が断水したときは、トイレ洗浄等にプールの水を利用することとする。
- (2) 校外者への水の提供は別途協議することとする。

第6節 災害時の優先電話

災害時の優先電話は、072-794-7411とする。

第7節 災害（防災）無線の設置

電話が不通の場合は、災害対策本部に市の災害（防災）無線の設置を依頼することとする。

第8節 避難者用臨時電話の架設

避難者専用電話を、体育館玄関及び生徒昇降口に仮設することとする。

第9節 仮設施設の設置

- (1) 必要に応じ、次の施設を校舎外に仮設することとする。
 - ① 便所
 - ② 洗濯場
 - ③ 調理場
 - ④ シャワー室
- (2) 設置場所は第2グラウンドとする。

第10節 外部組織による対策本部の設置及び連携

- (1) ボランティア等外部組織の対策本部を設置するときは、体育館トレーニング室を充てることとする。
- (2) 地域の防災組織、ボランティア組織等とは必要に応じて協議し、避難所運営に連携してあたることとする。

第11節 ボランティア等の宿泊施設の確保。

- (1) 必要に応じ、ボランティアの宿泊室を確保する。
- (2) 宿泊室は体育館生徒集会室とする。

第12節 避難所管理運営業務の校外組織への移行

- (1) 市の災害対策担当職員が派遣された場合や、避難者が外部への移動によって減少した場合は、避難所運営に関する業務を市の災害対策本部・避難者の自治組織・ボランティア組織等に移行させることとする。
- (2) 移行の判断は災害対策本部長が行う。
- (3) 移行後は、円滑な学校教育活動及び避難所運営のため、必要に応じ校外組織と適宜協議することとする。

第5章 教育対策

第1節 状況の掌握

- (1) 出勤した職員は、可能な手段を用い、可能な限り情報の収集にあたる。把握した情報はすべて災害対策本部に集中させることとする。
- (2) 出勤不可能な職員は、随時状況を本部に連絡し、その指示を受けるものとする。

第2節 応急復旧対策

- (1) 応急復旧の実施は知事が行う。
- (2) 造営物の応急復旧の実実施計画は兵庫県教育長が行うが、被害の軽微な復旧については学校長に委任されているので、教職員の協力を得て、応急措置を取り、遅滞なく兵庫県教育長に報告する。
- (3) 業者を必要とする被害の復旧については、兵庫県教育長の指示を受け、復旧を行う。
- (4) 被害の状況により、職員の手で、機能の回復に万全を期す。
- (5) 応急復旧対策は、できる限りの対策を講じ、被害を最小限に食い止めるよう努力する。

第3節 応急教育実施の予定場所

学校長は、教育活動実施に困難が生じたときは、適当な教育施設を確保するため、緊急にして適切な措置を講じるとともに、逐次、現状を兵庫県教育長へ報告する。

第4節 応急教育方法

学校長は、教育施設や生徒の被災の状況を確認し、安全で適切な応急教育方法の措置を講ずるとともに、逐次、実施状況を兵庫県教育長に報告する。

応急教育方法は次のとおりとする。

- (1) 災害の状況に応じ、休校、短縮授業、二部授業、分散授業等の措置
- (2) 生徒の通学の安全を期すための適切な措置と指導
- (3) 生徒の保健、衛生管理上の適切な措置と指導

第5節 授業料減免等の処置

家屋の全半壊等特別な災害のあった生徒の授業料減免については、申し出により速やかに減免措置を講ずる。

第6節 教育実施者の確保措置

被害により通常の実施を行えない場合に対処し緊急の措置として、次の計画によって職員を確保する。

- (1) 複式授業実施
- (2) 昼夜二部授業の実施
- (3) 非常勤講師または臨時講師の発令

第7節 教職員、生徒へのこころのケア

教職員および生徒のこころのケアについて、学校医、専門医及び学校カウンセラーの指導を受け、適切な措置を講ずる。

別表 【大規模地震発生時における学校・家庭の対応】

1 学校の対応

居場所		生徒	教職員
登校中		<ul style="list-style-type: none"> 倒壊、落下、土砂崩れの危険のある場所を避ける 揺れのおさまりを待ち、学校か家の近いほうへ行く 学校の間近や、既に登校している生徒は運動場で揺れのおさまりを待つ 	<ul style="list-style-type: none"> 可能な限り出勤し、校長の指示に従う 既に出勤している者は登校中の生徒の掌握にあたる 生徒の安否情報収集を行う
学校にいる時	授業中	<ul style="list-style-type: none"> 机の下に身をかがめる 机等がない場所では、部屋の中央に生徒を集める 教師の指示に従う 揺れのおさまりを待ち、運動場に避難する 運動場にいる人はそのまま揺れの沈静化を待つ 	<ul style="list-style-type: none"> 生徒を机の下に潜り込ませる 揺れの沈静後、速やかに運動場へ避難、誘導する
	休み時間	<ul style="list-style-type: none"> 教室にいる生徒は、机の下に身をかがめる 運動場にいる生徒は、そのまま揺れのおさまりを待つ できるだけ校舎から離れる 揺れの沈静後、教師の指示に従う 	<ul style="list-style-type: none"> 揺れの沈静後、直ちに教室に戻り、安全確認をする 運動場へ避難、誘導する 担任外の教師は、運動場その他の場所にいる生徒の掌握をする
	放課後	<ul style="list-style-type: none"> 教室にいる生徒は、机の下に身をかがめる 運動場にいる生徒は、そのまま揺れのおさまりを待つ 校舎から離れる 揺れの沈静後、教師の指示に従う 教師に、生徒の有無を知らせる 	<ul style="list-style-type: none"> 学校に残っている生徒の安全確認する 生徒の下校方法につき、家庭に連絡する
下校中		<ul style="list-style-type: none"> 倒壊、落下、土砂崩れ等危険のある場所を避ける 揺れの沈静後、倒壊物等に注意し、下校する 	<ul style="list-style-type: none"> 生徒の帰宅指導にあたる 帰宅できない生徒の指導にあたる 職員が帰宅途中の場合、可能であれば学校に引き返し校長の指示に従う
登校前 (家にいる時)		<ul style="list-style-type: none"> 机やテーブルなど堅牢なものの下に身をかがめる 家の人の指示に従う テレビ、ラジオ等で被害の情報を聞き、待機する 学校へ電話での問い合わせはしない 	<ul style="list-style-type: none"> 動員指令の指示を待つ 出勤可能な職員は、出勤し校長の指示に従う

2 家庭の対応

居場所	生徒	教職員
登校中	<ul style="list-style-type: none"> ・倒壊、落下、土砂崩れ等危険のある場所を避ける ・揺れのおさまりを待ち、学校か家の近いほうへ行く ・学校の間近や、既に登校している生徒は運動場で揺れのおさまりを待つ 	<ul style="list-style-type: none"> ・家の安全を確認し、子供が近くにいる場合は迎えに行く
（屋外等） 外出先 にいる時	<ul style="list-style-type: none"> ・安全なものの下に身をかがめる ・保護者の指示に従う ・迎えがある場合は、待機する ・家族で、あらかじめ市が指定している避難場所等を決めておく ・家族で決めている避難場所に移動する 	<ul style="list-style-type: none"> ・家の安全を確認し、子供が近くにいる場合は迎えに行く ・家族で、あらかじめ市が指定している避難場所等を決めておく ・家族で決めている避難場所に移動する
下校中	<ul style="list-style-type: none"> ・倒壊、落下、土砂崩れ等危険のある場所を避ける ・揺れの沈静後、倒壊物等に注意し、下校する ・家族で、あらかじめ市が指定している避難場所等を決めておく ・家族で決めている避難場所に移動する 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族で、あらかじめ市が指定している避難場所等を決めておく ・家族で決めている避難場所に移動する
家にいる時	<ul style="list-style-type: none"> ・机やテーブルなど堅牢なものの下に身をかがめる ・テレビ、ラジオ等で被害の情報を収集し、待機する ・学校へ電話での問い合わせはしない 	<ul style="list-style-type: none"> ・火の始末をする ・テレビ、ラジオ等で被害の情報を収集し、待機する ・学校へ電話での問い合わせはしない ・避難の準備をし、危険な場合は非難する

資料3 交通スト及び天候異常等による臨時休業等

〔交通ストの場合〕

1. 能勢電鉄のストが、午前7時までに解除された場合は、平常通りの授業を行う。
2. 能勢電鉄のストが、午前10時までに解除された場合は、午後授業を行う。
3. 能勢電鉄のストが、午前10時までに解除しない場合は、臨時休業とする。

〔天候異常等（大雨、洪水、暴風等）の場合〕

4. 伊丹市、川西市、猪名川町のいずれかに、暴風警報等の警報（但し、高潮警報は除く。）が発令されている場合は、交通ストの場合の1. 2. 3. と同じである。

上記以外に居住している市、通学途中に当たる市に警報が発令されている場合、当該生徒は公認欠席とする（但し、担任教諭に連絡すること。）。

〔振り替え授業等〕

5. 臨時休業を行った場合は、後日振り替え授業を実施することができる。
6. 定期考査中に警報が発令された場合は、考査最終日の翌日に実施する。

資料4 県警ホットライン

1 運用

学校の安全確保のために緊急に警察に通報する必要がある場合「県警ホットライン」を使用し、危機的状況を回避する。

- ・凶器を所持している者を発見した場合
- ・危害を加える恐れのある者を発見した場合
- ・挙動不審な者を発見した場合 等

2 設置場所

教頭席向かって右後部の壁面

3 操作方法

(1) 接続

赤色の **警察** ボタンを押す。つながるまで5～15秒かかる。

警察 ボタンが点滅し、警報音が鳴る。

(2) 通報

マイクに向けて、次のように通報する。

- 緊急、緊急、こちらは「川西北陵高校」です。私は本校教職員〇〇〇〇です。
- 不審者〇人が学校に侵入し、制止を聞かず、〇〇付近で〇〇〇〇しています。
- 本校の住所は「川西市緑が丘2丁目14-1」、電話番号は「072-794-7411」です。

(3) 停止

通報停止 ボタンを押す (**通報停止** ボタンは、**警察** ボタン右上にある)。

4 留意点

- ① 法令違反等がなくても、不審者に危機を感じればすぐに使用する。
- ② 状況の悪化等により追加連絡する場合は、再度 **警察** ボタンを押して報告する。
- ③ 誤って **警察** ボタンを押した場合は、すぐに **通報停止** ボタンを押す。その後、電話で110番通報し、誤報であることを説明する。

資料 5 関係機関連絡先

1 行 政

機 関 名	電 話 番 号	備 考
兵庫県 災害対策課	078-362-9833	
兵庫県教育委員会 高校教育課	078-362-3776	
体育保健課	078-362-3786	
阪神教育事務所	0798-39-6153	防災教育担当
川西市 危機管理課	072-740-1145	避難所担当

2 警察・消防

機 関 名	電 話 番 号	備 考
兵庫県 川西警察署（緊急：110）	072-755-0110	非常無線通信設備有
川西市 北消防署（緊急：119）	072-794-0119	

3 医 療

機 関 名	電 話 番 号	備 考
校医 織田内科	072-794-0567	
兵庫県 伊丹健康福祉事務	072-785-9437	伊丹保健所
川西市 市立川西病院	072-794-2321	
休日応急診療所	072-759-8711	川西市保健センター内
ベリタス病院	072-793-7890	

4 交 通

機 関 名	電 話 番 号	備 考
能勢電鉄 平野駅	072-793-0270	ダイヤ・運賃・定期等
山下駅	072-794-0008	
阪急電車 川西能勢口駅	072-758-9806	
JR西日本 川西池田駅	0570-00-2486	
阪急バス 日生中央案内所	072-766-1688	

5 近隣学校

機 関 名	電 話 番 号	備 考
兵庫県 県立川西緑台高等学校	072-793-0361	
県立川西明峰高等学校	072-757-8826	
県立猪名川高等学校	072-766-0101	
川西市 市立東谷中学校	072-794-0038	
市立東谷小学校	072-794-0033	

